

2001年(平成13年)6月28日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会  
会長 高井巖

情報公開請求の一部非公開処分に関する異議申立てについて(答申)

2000年(平成12年)8月11日付けで諮問された「1997年(平成9年)5月19日第5回藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理審議会議事録(議案第1号)等」の一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が「1997年(平成9年)5月19日第5回藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理審議会議事録(議案第1号)」(以下「本件文書(一)」という。 )、「同審議会参考資料」(以下「本件文書(二)」という。 )等の情報公開請求に対し、2000年(平成12年)5月25日付けでした一部非公開処分のうち、本件文書(一)については別表に掲げる部分を除き、本件文書(二)については全部を公開すべきである。

2 事実

(1) 異議申立人は、2000年(平成12年)5月8日に、藤沢市長に対し、藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。 )第7条の規定により、以下の各文書について閲覧等の請求を行った。

藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理施行地区内の宅地の一部(以下、「本件私道」という。 )を、土地区画整理法第95条第6項に基づく「換地を定めない宅地」と定めることにつき、藤沢都市計画事業長後駅東口土地区画整理審議会(以下、「土地区画整理審議会」という。 )の同意がなされた際の審議経過を記載した文書

本件私道と私有地との境界について、私道所有者の立ち会いなく確定した

## 根拠を示す文書

同区画整理事業における清算金の算出根拠を示す文書

使用収益停止に伴う賃借料（損失補償）についての評価員の意見を記載した文書

(2) 藤沢市長は、同年5月25日付けで、異議申立人に対し、以下のとおり一部非公開の決定を行った。

上記 については、本件文書(一)がこれに該当するが、該当文書中「個人の氏名・意見の一部及び土地の所在等」については、条例第6条第1項第1号に該当するため一部非公開とする。

上記 については、文書が不存在である。

上記 については、本件文書(二)がこれに該当するが、条例第6条第1項第3号アに該当するため全部非公開とする。

上記 については、文書が不存在である。

(3) 異議申立人は、同年7月18日付けで、藤沢市長に対し一部非公開とした処分の取消を求める異議申立てを行った。

(4) 藤沢市長は、同年8月11日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 3 異議申立人の主張要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書等について2000年（平成12年）5月25日付けの藤沢市長の一部非公開とした処分の取消を求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、本件文書(一)については、非公開とされた個人の氏名及び土地の所在等のうち、異議申立人の所有する土地の所在等については、公開してもプライバシー侵害の問題は生じない、というものである。本件文書(二)及び不存在とされた文書については個別的主張はされていないが、本異議申立ての全趣旨からすれば、本件文書(二)については条例第6条第1項第3号アの該当性を争い、不存在とされた文書については文書の存在自体を争うものと解される。

#### 4 実施機関の職員（長後地区整備事務所職員）の説明要旨

##### (1) 本件文書(一)の一部非公開理由について

###### (ア) 本件文書(一)の内容

本件文書(一)は、第5回土地区画整理審議会の議事録であり、土地区画整理法第95条第6項により換地を定めないことができる宅地（以下、「特別に定める宅地」という。）について、土地区画整理審議会において同意した際の審議内容を記載した文書である。

###### (イ) 本件文書(一)の条例第6条第1項第1号該当性

本件文書(一)中の「法第95条第6項該当地調書」の項に記載されている「地番」「地目」「登記地積」「基準地積」「対象面積」「所有者氏名」「備考（共有者氏名を記載）」のうち、「基準地積」及び「対象面積」については、登記簿記載事項以外の事項であって、「何人でも法令その他の定めにより閲覧することができる」とされている情報に該当しない。また、「基準地積」「対象面積」以外の事項についても、これらを公開すると、換地不交付になる土地及び所有者名が明らかとなるから、条例第6条第1項第1号に該当する。

本件文書(一)のうち、審議会委員及び審議会事務局の、特定の土地及び所有者に関する事実についての発言内容については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第6条第1項第1号に該当する。

本件文書(一)のうち、発言した審議会委員名については、審議会における各委員の発言、討議の内容等が公開されると関係権利者の各委員個人に対する不満や非難を喚起する事態が予想され、審議会における各委員の公平かつ自由な討議に支障をきたすおそれがあり、また、関係者のプライバシー等に関する事実も公開する結果となるから、条例第6条第1項第1号に該当する。

##### (2) 「本件私道と私有地との境界について、私道所有者の立ち会いなく確定した根拠を示す文書」の不存在について

異議申立人は「本件私道と私有地との境界の確定」とするが、これは境界の確定ではなく、確定測量の完了している宅地を道路部分と換地対象部分に分割する線を定めるものである。このような場合、土地区画整理事業におい

ては、作業量の関係もあって、現況図による図上求積により地積を確定しているのが実情であり、本件私道に関しても、現地調査を行い図面による求積を行ったものである。最終的には土地区画整理審議会の同意を得ており、異議申立人に対しても、以上の説明を行っている。

以上のとおり、「本件私道と私有地との境界について、私道所有者の立ち会いなく確定した根拠を示す文書」は不存在である。

なお、上記分割線及び地積の確定方法を定めた要綱、基準、取り決めなどの規程類及び現地調査の結果を記載した調書等も存在しない。

(3) 本件文書(二)の非公開理由について

(ア) 本件文書(二)の内容

本件文書(二)は、土地区画整理事業における清算金の算出(試算)を行う際の算出方法を記載した文書である。

(イ) 本件文書(二)の条例第6条第1項第3号ア該当性

本件文書(二)は、清算金の試算を目的とし、土地区画整理審議会等の資料として提出したものであり、意思決定に係る手続の途上にある情報であり、公開することにより今後行われる清算金の確定の審議・検討において公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあることから、条例第6条第2項第3号アに該当する。

なお、清算金は事業の最終段階の換地計画で確定するものであるため、確定以前の段階で関係権利者から「清算金が高騰するのではないか」「支払能力があるか心配である」などの切実な不安、不満の意見が多数寄せられる。そのため、施行者として、関係権利者のこのような不安を払拭するため、清算金の試算を行っている。

清算金の試算結果については、評価員および土地区画整理審議会の意見を聞いた上で、関係権利者に清算金(試算)の額を文書を送付して説明している。

(4) 「使用収益停止に伴う賃借料(損失補償)についての評価員の意見を記載した文書」の不存在について

土地区画整理法において評価員の意見を聞くことが義務づけられている事項は、同法第65条第3項所定の事項についてであり、「使用収益停止に伴う賃借料(損失補償)」はこれに該当せず、これについての評価員の意見は存在しない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件文書(一)について

#### (ア) 本件文書の性格

本件文書は、土地区画整理審議会において、土地区画整理法第95条第6項により換地を定めない旨の「特別の定め」をするに当たり同審議会が同条第7項に基づく同意をするかどうかについて審議した際の議事録である。

#### (イ) 非公開理由の存否

実施機関は、条例第6条第1項第1号に該当することを理由に、本件文書中、法第95条第6項該当地調書及び個々の該当地についての発言の記載部分を一部非公開とした。

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの、を実施機関が公開を拒むことができる情報として規定している。

本号は、基本的人権としての個人の尊厳を守るものであり、プライバシー保護を目的とする規定である。したがって、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であっても、プライバシーに当たらないことが客観的に明らかなものは本号には当たらない。しかし、何がプライバシーに当たるかについては個々人によって判断が異なり得るものであり画一的処理が困難であること、また、プライバシーは一度侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすこととなりかねないことから、プライバシー保護に万全を期すためには、明らかにプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーを侵害するおそれのあるものは本号に当たると解すべきである。

本件文書中の、法第95条第6項該当地調書は、換地不交付という、個々の地権者の資産の状況に関する情報であり、プライバシーを侵害するおそれのある事項であり、条例第6条第1項第1号に該当する。

もっとも、該当地調書項目中の地番・地目・登記地積・所有者氏名については登記簿記載事項であって、これらを個々のみにみれば条例第6条第1項第1号ただし書アに掲げる「何人でも法令その他の定めにより閲覧する

ことができるとされている情報」に該当すると解する余地もある。しかし、本件文書は、換地不交付対象土地のみを集約して該当地調書に編集したことにより、当該土地が換地不交付の対象かどうかという、登記簿では知り得ない情報が付加された新たな情報となったと評価されるから、条例第6条第1項第1号ただし書アには該当しない。

したがって、この点について実施機関の一部非公開との判断は是認できる。

次に本件文書中の、個々の該当地についての審議会委員及び事務局担当者の発言について一部非公開とした点について検討する。

個々の該当地についての審議会委員等の発言内容には、同土地の地権者の資産の状況等に関する情報が含まれており、条例第6条第1項第1号に該当する事項が含まれている。

しかし、一方、住民自治の原理に基づく住民の「知る権利」は最大限に保障されるべきであるから、プライバシー侵害にあたらぬ限度で、可能な限り公開すべきことが要請される。

そこで、個々の該当地についての発言内容についても一括して非公開とするのではなく、(a)地権者の氏名及びこれに類する呼称、(b)土地の地番、(c)各種届出許認可の日付などの、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報と、それ以外の情報を分離し、前者のみを非公開とし、他を部分公開とすべきである(別表のとおり)。

なお、個人名であっても、発言者である審議会委員の氏名は、条例第6条第1項第1号には該当しない。審議会委員は、地権者らによる選挙によって選出され、その氏名は公表されていること、審議会は土地区画整理法に基づき設置された公的機関であり、審議会における委員としての発言は、委員の公務としてなされることからすれば、発言した委員の氏名は、同号において保護すべき個人のプライバシーの問題とならないからである。発言者である事務局担当者の氏名及び発言内容の中の各担当者の氏名についても同様である。

## (2)本件文書(二)について

### (ア) 本件文書の性格

本件文書は、長後駅東口土地区画整理事業における換地計画に係る清算金の試算を目的として、藤沢市長後地区整備事務所により1997年(平成

9年)6月に作成されたものである。

(イ) 非公開理由の存否

実施機関は、条例第6条第1項第3号アに該当することを理由に、本件文書を非公開とした。

条例第6条第1項は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、第3号に市政執行に関する情報を掲げ、そのアで、市の執行機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。)の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しく支障が生ずるおそれのあるもの、を定めている。

適正な意思形成確保の観点から、条例が定めるような情報公開の例外を定めることには合理的に理由が認められるが、民主的な行政の理念に鑑みると、行政の意思決定の内容そのものだけでなく、意思決定のプロセス自体についても可能な限り情報が公開されるべきである。

公開の可否の判断に当たっては、一方での公開による想定される支障・弊害の程度と他方での公開がもたらしうる利益・メリットの衡量が必要である。その際、民主的な行政の理念に基づく意思形成過程情報公開の重要性を踏まえると、非公開の範囲は厳格かつ限定的に考えられるべきであって、非公開は著しい支障や弊害が発生する危険が高度の蓋然性をもって客観的に存在する場合に限られると解される。

実施機関は、本件文書が公開されると、審議会委員並びに評価員個人に権利者が直接交渉することにより、各委員の職務が阻害されることが想定され、今後行われる清算金の確定の審議・検討において公正又は適正な意思決定に支障が生ずるおそれがある旨主張する。しかしながら、本件の場合、すでに関係権利者に試算結果として個あたり単価を説明しているので、権利者が審議会委員に個別に交渉するおそれは本件文書の公開が固有にもたらすものではない。また、いずれにせよ単価や試算資料の公表がなされない場合にも権利者との直接交渉のおそれは多かれ少なかれありうるのであって、こうした一般的で抽象的なおそれを理由に本件文書の非公開を正当化するのは困難である。また、審議会委員等との権利者の直接交渉のおそれがあり、これにより、一定の支障が生ずる一般的・抽象的なおそれが認められるとしても、それが直ちに公正又は適正な意思決定に「著しい」

支障を生じさせるとも考えにくい。

他方で、本件文書を公開することには以下のようなメリットが認められる。一つは、前述したように、関係権利者に試算結果の個あたり単価を説明・公表していることを考えると、むしろ当該単価の試算根拠を求めるのは当然の要請であると思われることであり、さらに、この場合、試算根拠の提示こそ行政の説明責任を的確に履行するものであり、これにより、市民の間に公平感・納得感が増し、むしろ揣摩臆測をはじめとする無用な混乱を回避できる一面をもつともいえることである。

以上から、本件文書の公開がもたらしうる重要なメリットの一方で、公開された場合、著しい支障が発生する危険が高度の蓋然性をもって客観的に存在するとは考えられないので、本件文書は条例第6条第1項第3号アに該当しないと判断される。

### (3) 不存在の当否について

(ア) 異議申立人が公開請求した情報のうち、「本件私道と私有地との境界について、私道所有者の立ち会いなく確定した根拠を示す文書」及び「使用収益停止に伴う賃借料（損失補償）についての評価員の意見を記載した文書」については、実施機関は、情報が不存在であるとしている。

(イ) 「本件私道と私有地との境界について、私道所有者の立ち会いなく確定した根拠を示す文書」について

前記4(2)記載のとおり、実施機関の説明は、「本件私道と私有地との境界の確定」ではなく、確定測量の完了している宅地を道路部分と換地対象部分に分割する線を定めるものにすぎず、通常、現地調査を経て、現況図による図上求積により地積を確定しているため、異議申立人請求の文書は存在しない」というものであり、不存在とすることについての不当性があるとはいえない。

なお、審査会は、実施機関の上記回答を踏まえ、分割線及び地積の確定方法を定めた要綱、基準、取り決めなどの規程類及び現地調査の結果を記載した調書等の有無について、実施機関に確認したが、これらについても不存在との回答であった。

土地権利者等にとって、換地不交付とされる道路部分と換地交付の対象部分との分割線の確定及びそれぞれの地積の確定は、重大な利害に関わる事項である。そこで、当審査会としては、実施機関は、これらの確定経過、



すなわち現況調査結果を記載した文書及び分割線・地積の確定手順・方法を記載した文書等を作成し、土地権利者等からの請求があった場合に公開できるようにすることが望ましいと考える。今後の改善を要望するものである。

(ウ) 「使用収益停止に伴う賃借料（損失補償）についての評価員の意見を記載した文書」について

土地区画整理法上の評価員の役割に照らし、不存在とすることに不当性は存しない。

(4) 本件私道に関する文書の請求について

異議申立人は、2000年（平成12年）5月8日の情報公開請求の際に、土地区画整理審議会において、本件私道が建築基準法第42条第2項所定の道路に該当するかどうかを確認する際に用いられた資料についても請求している。これにつき、実施機関が建築確認配置図を開示したことに対し、異議申立人は、「建築確認配置図は、本件私道が建築基準法第42条第2項に該当する道路かどうかを示す文書にはあたらない。本件私道が建築基準法第42条第2項に該当する道路かどうかを示す文書の開示を求める。」旨、異議申立ての理由において述べている。

しかし、2000年（平成12年）5月8日付け情報公開請求は、「当該私道が建築基準法第42条第2項に該当しているか否かの審議会での確認資料はあるのでしょうか」というものであるから、ここでの情報公開請求の対象は、本件私道について、土地区画整理審議会が「特別に定める宅地」とすることに同意した際に用いられた確認資料であると解される。そして、実施機関の説明によれば、第5回の土地区画整理審議会において質問が出た場合に事務局が説明する際の資料として用意していたのが上記建築確認配置図であり（実際には、この点についての質問が出なかったため用いなかった）、それ以外の確認資料は用いられていないということであるから、異議申立人の上記情報公開請求に対応する文書として建築確認配置図を情報公開したことにつき不当性はない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別表（本件文書(一)の非公開部分）

なお、文字数は、発言者名の前の 及び空欄を除いて数えたもの。

頁 等	行 等
5乃至8頁	法第95条第6項該当地調書のうち、地番・地目・登記地積・基準地積・対象面積・所有者氏名及び備考欄
9頁	上から1行目の左から26文字目から28文字目まで、35文字目から38文字目まで
	上から2行目の左から1文字目から12文字目まで
	上から3行目の左から1文字目から4文字目まで
	上から4行目の左から23文字目から25文字目まで、36文字目から38文字目まで
	上から5行目の左から1文字目、20文字目から23文字目まで、33文字目から35文字目まで
	上から9行目の左から31文字目から33文字目まで
	上から10行目の左から18文字目から26文字目まで
	上から13行目の左から5文字目から7文字目まで
	上から15行目の左から9文字目から12文字目まで
	上から16行目の左から15文字目から17文字目まで、26文字目から28文字目まで
	上から19行目の左から14文字目から17文字目まで
	上から20行目の左から8文字目から11文字目まで
	上から24行目の左から25文字目から27文字目まで、39文字目
	上から25行目の左から1文字目から8文字目まで
	上から26行目の左から15文字目から17文字目まで
上から27行目の左から27文字目から29文字目まで	
10頁	上から1行目の左から7文字目から10文字目まで
	上から6行目の左から32文字目から39文字目まで
	上から7行目の左から1文字目から3文字目まで
	上から8行目の左から1文字目から2文字目まで
	上から13行目から24行目まで
11頁	上から5行目の左から27文字目から39文字目まで
	上から6行目の左から1文字目
	上から12行目の左から3文字目から4文字目まで
	上から14行目の左から13文字目から16文字目まで
	上から23行目の左から19文字目から22文字目まで
	上から27行目の左から26文字目から28文字目まで
12頁	上から4行目の左から21文字目から24文字目まで
	上から16行目の左から20文字目から23文字目まで
	上から17行目の左から20文字目から23文字目まで

	上から 2 2 行目の左から 8 文字目から 1 0 文字目まで、 2 1 文字目から 3 2 文字目まで
	上から 2 6 行目の左から 3 文字目から 6 文字目まで
1 3 頁	上から 5 行目の左から 2 3 文字目から 2 8 文字目まで
	上から 7 行目の左から 2 0 文字目から 2 3 文字目まで
	上から 1 3 行目の左から 6 文字目から 1 2 文字目まで
	上から 1 6 行目の左から 7 文字目から 1 3 文字目まで
	上から 2 3 行目の左から 3 6 文字目から 3 9 文字目まで
	上から 2 4 行目の左から 1 文字目から 1 0 文字目まで
1 4 頁	上から 5 行目の左から 3 1 文字目から 3 4 文字目まで
	上から 1 3 行目の左から 2 文字目から 5 文字目まで
	上から 1 5 行目の左から 2 7 文字目から 3 0 文字目まで
	上から 1 8 行目の左から 1 8 文字目から 2 1 文字目まで
	上から 2 1 行目の左から 5 文字目から 8 文字目まで
	上から 2 3 行目の左から 7 文字目から 1 0 文字目まで
	上から 2 5 行目の左から 2 9 文字目から 3 2 文字目まで
1 5 頁	上から 4 行目の左から 1 0 文字目から 1 3 文字目まで
	上から 6 行目の左から 7 文字目から 1 0 文字目まで
	上から 1 1 行目の左から 1 5 文字目から 1 8 文字目まで
	上から 1 9 行目の左から 3 8 文字目から 3 9 文字目まで
	上から 2 0 行目の左から 1 文字目から 2 文字目まで
1 6 頁	上から 2 2 行目の左から 2 0 文字目から 2 3 文字目まで
	上から 2 5 行目の左から 1 9 文字目から 2 2 文字目まで
1 7 頁	上から 5 行目の左から 8 文字目から 1 1 文字目まで
	上から 7 行目の左から 9 文字目から 2 0 文字目まで

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2000 ・ 8 ・ 11	・ 諮問
8 ・ 15	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
8 ・ 31	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
9 ・ 4	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出要請
9 ・ 21	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
9 ・ 21	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に係 る対象文書の提出要請
10 ・ 11	・ 対象文書の閲覧 ・ 審議
11 ・ 15	・ 審議
12 ・ 20	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
2001 ・ 1 ・ 19	・ 審議
2 ・ 21	・ 審議
3 ・ 23	・ 審議
5 ・ 9	・ 審議
6 ・ 20	・ 審議
6 ・ 28	・ 答申

## 第 8 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2000.2.1 ~ 2002.1.31)

会長

会長職務代理者

氏 名	役 職 名 等
小澤 弘子	・ 弁護士
小沼 進一	・ 青山学院大学法学部教授
小林 ひろみ	・ 文教大学国際学部教授
高井 巖	・ (元) 株式会社厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・ 上智大学文学部教授

( 5 0 音順 )